



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
7 月 26 日
号 外
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告	4

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した平成 16 年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 7 月 26 日

滋賀県監査委員	家 森 茂 樹
"	朝 倉 克 己
"	近 藤 功 武
"	中 森 武

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成17年 6 月 2 日・6 月 3 日・7 月 13 日 平成17年 6 月 9 日
南部振興局甲賀県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成17年 6 月 2 日・6 月 3 日・7 月 13 日 平成17年 6 月 10 日
東近江地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成17年 5 月 27 日・5 月 30 日・7 月 13 日 平成17年 6 月 14 日
湖東地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成17年 5 月 23 日・5 月 24 日・7 月 13 日 平成17年 6 月 13 日
湖北地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (長浜建設管理部) (木之本建設管理部)	平成17年 5 月 23 日・5 月 24 日・7 月 13 日 平成17年 6 月 13 日 平成17年 6 月 14 日
高島県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部)	平成17年 5 月 27 日・5 月 30 日・7 月 13 日

(建設管理部)	平成17年 6 月 9 日
東京事務所	平成17年 6 月 7 日
大津県税事務所	平成17年 5 月 20 日・7 月 13 日
自動車税事務所	平成17年 5 月 20 日・7 月 13 日
大津健康福祉センター	平成17年 5 月 19 日
大津土木事務所	平成17年 6 月 10 日

(注) 平成17年 7 月13日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

南部振興局

- (1) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換えるなどして請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年 4 月分および 5 月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)
- (2) 職員の不注意による自損事故(県過失割合100%)が発生し、810,674円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(田園振興課)
- (3) 職員の不注意による交通事故が 2 件(県過失割合100%、90%)発生し、保険を含めて813,561円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(建設管理部)
- (4) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換えるなどして請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年 4 月分から 6 月分までが支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(甲賀県事務所総務出納課)

東近江地域振興局

- (1) 青写真焼付等にかかる単価基本契約の支払いにおいて、契約の相手方が単価契約外のものを単価契約品目に置き換え請求しているにもかかわらず、その請求書により平成16年 4 月分および 5 月分が支払われている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(総務出納課)
- (2) 山村辺地等活性化事業補助金において、補助金交付要綱に定める補助事業変更承認申請が必要であったにもかかわらず、手続がされていない事例が認められたので、今後は補助金交付要綱に基づき適正な事務の執行に努められたい。(地域振興課)
- (3) 県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成17年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ153,400千円増加し、525,549千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)
- (4) 河湖占用料等において、平成17年 4 月末日現在、1,011,812円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。(建設管理部)

湖東地域振興局

- (1) 県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成17年 5 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ160,804千円増加し、424,234千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(税務課)

湖北地域振興局

- (1) 河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成17年 4 月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ298,849円増加し、505,849円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)
- (2) 道路法に基づく占用許可等の事務において、平成17年 3 月末現在、標準処理期間を著しく超過し、平成15年度申請分を含め多数の申請書類が未処理の状態となっており、またこの間、組織として必要な対応も図られていなかった。
速やかに事務処理を行うとともに、今後はかかる事態が生じないように、適切な事務

処理体制に留意し、適正な事務の執行に努められたい。(長浜建設管理部)

(2)指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア)収入関係(17件)

- ・県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(南部振興局(税務課、地域健康福祉部、建設管理部、甲賀県事務所税務課)、湖東地域振興局(地域健康福祉部、建設管理部)、湖北地域振興局(税務課、地域健康福祉部)、高島県事務所(税務課、地域健康福祉部、建設管理部)、大津県税事務所、自動車税事務所、大津土木事務所)
- ・収納が遅延しているもの
(南部振興局(建設管理部)、湖北地域振興局(長浜建設管理部))
- ・調定が誤っているもの
(高島県事務所(建設管理部))

(イ)支出関係(4件)

- ・補助金等に係る手続が適正でないもの
(高島県事務所(地域健康福祉部))
- ・諸手当の支給を誤っているもの
(湖東地域振興局(総務出納課)、湖北地域振興局(総務出納課))
- ・旅費の支給を誤っているもの
(東京事務所)

(ウ)契約関係(5件)

- ・予定価格書が適正に作成されていないもの
(大津土木事務所)
- ・設計積算を誤っているもの
(高島県事務所(環境森林整備課、田園振興課))
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの
(東近江地域振興局(建設管理部)、高島県事務所(田園振興課))

(エ)工事関係(2件)

- ・工事関係の事務処理が適切でないもの
(南部振興局(甲賀県事務所森林整備課)、湖東地域振興局(森林整備課))

(オ)財産関係(10件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの
(南部振興局(甲賀県事務所建設管理部)、東近江地域振興局(農産普及課、田園振興第一課)、湖東地域振興局(環境課)、高島県事務所(総務出納課、環境森林整備課、建設管理部)、大津健康福祉センター、大津土木事務所)
- ・その他財産等の管理が適正でないもの
(南部振興局(甲賀県事務所地域健康福祉部))

3 意見

平成17年5月19日から6月14日までおよび7月13日に実施した10機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 深雪スギ供給販売体制整備事業について(湖北地域振興局森林整備課)

湖北地域のスギ材を木造住宅へ普及し、「深雪スギ」として需要拡大を図るため、平成16年度から深雪スギ供給販売体制整備事業に取り組んでいるが、今後とも円滑かつ計画的に推進され、「深雪スギ」が湖北地域材のシンボルとして定着するよう、必要な支援を効率的・効果的に行われたい。

(2) 農業経営構造対策費補助金について(高島県事務所農産普及課)

農業経営構造対策事業として平成 16 年に完成した発芽玄米処理加工施設は、健康をテーマとした地元産米の高付加価値化を目指す県下でも先駆けた取り組みであり、事業主体の設立意義を踏まえて、今後とも適時・的確な指導等を行うとともに、補助効果の把握に努められたい。

(3) 東京事務所の情報収集活動について (東京事務所)

地域間競争が進む中で、東京事務所における各種情報の収集・発信活動は重要性を増していることから、地域振興につながる十分な活動が確保できるよう、経費等を含めたそのあり方について関係機関とも協議し検討されたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、教育委員会委員長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 17 年 7 月 26 日

滋賀県監査委員 家 森 茂 樹
 " 朝 倉 克 己
 " 近 藤 功
 " 中 森 武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	瀬田高等学校
監査執行年月日	平成 17 年 3 月 16 日
監査結果報告年月日	平成 17 年 3 月 28 日
監査の結果	通勤手当の支給において、通勤方法の認定を誤ったため、平成 11 年 9 月から正当支給額を上回って支給され、728,787 円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	過払い分については、平成 17 年 5 月 31 日および 6 月 1 日に該当職員に対して「戻入金分割納付通知文」と「納付書」を直渡ししました。 この通知に基づき、納付が確実に実行されるよう該当職員を指導します。 今後は、適正な事務の執行のため次のとおり行うこととしました。 (1) 通勤手当の認定に当たっては、通勤届の提出者に対して今回の事例を教訓として注意を促すとともに、間違いがないよう細心の注意をもって認定作業を行うこと。 (2) 6 箇月毎の通勤方法の確認に際しては、往路、復路の通勤方法の事実確認をした上で定期券、回数券、交通用具の確認等を行うこと。

監査執行対象機関名	近江八幡警察署
監査執行年月日	平成 17 年 3 月 16 日
監査結果報告年月日	平成 17 年 3 月 28 日
監査の結果	職員の不注意による交通事故が 3 件 (県過失割合 100%) 発生し、保険を含めて 1,551,534 円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	(1) 交通事故が発生した直後の 6 月に、小グループによる交通事故防止検討会を 2 日間開催し、事故当事者職員による事故原因や今後の注意点の発表に基づき、交通事故防止のための具体的方策等について検討を行った。 (2) 事故発生月の署員召集日においては、署員の交通事故事例を取り上げ、事故原因の検討や事故防止・安全意識高揚のための教養を実施した。(6 月、10 月、11 月)

- (3) 毎朝礼時には、各署員に「安全運転 5 則」「車両追跡守則」を唱和させ、安全運転・防衛運転を意識付けることとしている。
- (4) 安全運転意識の高揚と運転技術の向上を図り、交通事故防止に徹した自動車走行を修得させるため、本部が実施する「警察緊急自動車運転技能訓練」に平成 16 年度から現在までに、延べ 35 名を参加させた。
- なお、今後も実施時には、積極的に参加させることとしている。
- (5) 事故職員 1 名については、平成 17 年 2 月に本部が実施した「安全運転実践塾」に参加させ、安全運転に対する意識改革や安全運転技術の習得を図った。
- (6) 昨年度同署の交通事故の 3 件中 2 件が地域警察官によるものであり、また、地域警察官は常時、公用車両による警ら・現場臨場活動を行っていることから、地域警察官を対象とした交通事故防止検討会を平成 17 年 4 月に開催し、事故防止にかかる運転者、同乗者の責務の再認識や安全運転に対する意識付けを図った。

